

「介護職員等処遇改善加算」・「ベースアップ評価料」のお知らせ

平素は、当訪問看護ステーションをご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、このたび当ステーションでは、2026年6月1日より、介護保険につきましては「介護職員等処遇改善加算」、医療保険につきましては「ベースアップ評価料(Ⅰ)」の算定を開始させていただきます。

介護保険

介護職員等処遇改善加算 … 加算率1.8%
(総報酬単位数に加算率を乗じた単位数となります)

医療保険

訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ) … 1,830円 / 月
(上記金額の自己負担割合分のご請求となります)

これに伴い、2026年6月よりご利用者様には、対象の介護保険または医療保険の加算内容のご負担が増えることとなります。

ご利用者様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。